

2 7 障 福 号 外
平成27年10月13日

各障害福祉サービス事業等運営法人代表者 様

長崎県障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービス等の報酬算定について(通知)

日頃より、本県の障害福祉行政にご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、下記の事項について不適切な報酬算定を行っている実態が見受けられました。
つきましては、報酬告示と留意事項通知に基づいた適正な報酬算定に努めていただきますとともに、各事業所・施設への周知徹底をお願いいたします。
なお、本日以降、下記事例など不備が見受けられる「加算」を行った場合は、返還対象となりますので、ご注意ください。

記

1. 食事提供体制加算について

本加算は、低所得者への食事の提供に要する費用のうち、人件費相当分を加算で負担するものですので、食事提供にかかる利用者の自己負担額は、食材料費に相当する額とされています。そのため、人件費が加算相当額を上回る場合については、その差を利用者に負担させることは認められておりません。

しかし、利用者の自己負担額について、食材料費相当額以上に負担させている事例が見受けられますので、自己負担額の算定にあたっては次のことにご留意ください。

2. 食事提供にかかる自己負担額算定手順

人件費、食材料費に区分して、実際に提供している食事にかかるコストを計算する。
そのコスト計算結果に基づいて、利用者負担額を求める。

【算定例1】人件費200円、食材料費250円

食事提供体制加算(300円)を、まず人件費に充当。

残額(300円 - 200円 = 100円)について、食材料費に充当。

食事提供体制加算でまかないきれなかった食材料費(250円 - 100円 = 150円)について、利用者負担とする。

【算定例2】人件費350円、食材料費250円

食事提供体制加算(300円)を、まず人件費に充当。

人件費が加算額を超えているが、差額(350円 - 300円 = 50円)について、利用者負担を求めるとはできない。

食材料費(250円)について、利用者負担とする。

上記算定例のように、やむを得ずコストを人件費と食材料費に分けることが難しい場合は、実際に提供している食事代から食事提供体制加算を差し引いた残額を利用者負担とすることでも差し支えありません。

担当：自立支援班 八ツ尾

T E L 095-895-2455

F A X 095-823-5082